

保体第1916号
令和4年8月22日

各県立学校長 様

保健体育課長
特別支援教育課長

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」及び「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」について（通知）

このことについて、別添のとおり令和4年8月19日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

県立学校におけるオミクロン株が主流である間の児童・生徒等及び教職員の感染が確認された場合等の対応については、県立学校長あての同年3月29日付け保体第3215号通知、7月26日付け保体第1774号通知、県立特別支援学校長あての7月28日付け保体第1813号通知及び県立学校長あての8月3日付け保体第1835号通知のとおり変更はありませんが、標記ガイドラインの改定を受け、別紙のとおり「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応（令和4年8月22日一部改訂）」として、これまでの通知の内容を取りまとめました。各学校においては、夏季休業期間終了後についても、引き続き適切に対応するようお願いいたします。

また、県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、依然高い感染レベルが継続している状況であることから、各学校においては、改めて基本的な感染防止対策の徹底に取り組むようお願いいたします。

なお、夏季休業明けにおける教育活動の実施に係る留意事項については、当面の間、県立高等学校長及び県立中等教育学校長あての同年5月31日付け高第1560号通知、県立特別支援学校長あての5月31日付け第1206号通知により対応してください。「かながわBA.5対策強化宣言に係る対応」については、8月2日付け保体第1836号により対応いただいているところですが、8月31日までとされている宣言の適用期間終了後の対応については、追って連絡します。

問合せ先

保健体育課 保健安全グループ

菅沼、岡本

電話045-210-8309（直通）

特別支援教育課 教育指導グループ

荒井、山田

電話 045-210-8276（直通）

令和4年8月22日一部改訂

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応

基本的な考え方

- この当面の対応は、オミクロン株が主流である期間に適用するものとする。
- 各学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。
- 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

1 児童・生徒等及び教職員の感染(自主療養も含む)が確認されたら

- 児童・生徒等及び教職員の感染が確認された場合、全体の教育活動は継続しながら、(状況に応じて速やかに該当する学級等の一定の単位(場合によっては部活動等)のみ停止し、)有症状者や濃厚接触者相当の者^{*1}の確認、消毒作業等を進めてください。
- 校長は、罹患した児童・生徒等及び教職員について、出席停止又は出勤自粛(以下「出席停止等」という。)の措置をとります。【表1】参照)
- 学校等で特定した濃厚接触者相当の者にも同様の措置をとり、自宅での過ごし方等について周知します。なお、家庭内等で感染者が発生した場合、保健所の聞き取りは行わず、全ての同居者は濃厚接触者となり、同様の対応となります。【「学校で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で保健所が濃厚接触者と特定した者」への周知内容】参照)

【表1】出席停止等の扱い[学校保健安全法第19条等]

	対象者	期間
1	罹患した児童・生徒等 (セルフテスト等により陽性が判明した者含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・発症日を0日として翌日から10日間(体調により延長もあり) ・無症状患者の場合は検査日から7日間。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行うこと。(なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日を0日としてカウントし直し10日間の療養となります。)
2	「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染可能期間内^{*2}に患者と接触した最終日を0日として翌日から5日間^{*3}。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。 ・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症がない場合に解除。 ・無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。 ・特別支援学校の教職員においては、令和4年7月28日付け厚生課長及び特別支援教育課長通知「特別支援学校教職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請の対応について」での対応も要件等を満たす限りにおいて可能。

3	発熱等の風邪症状がみられる者（上記1～2に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨）
4	同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ※学校保健安全法第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

※1 保健所が特定した濃厚接触者と区別するため、学校が調査した濃厚接触者については「濃厚接触者相当の者」としています。

※2 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

※3 [令和4年7月22日一部改正厚生労働省事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」](#)より

【「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」への周知内容】

- ・ 感染者と最後に接触した日の翌日から **5日間**は、1日2回、自身の体温を測り健康状態を確認するとともに、不要不急の外出を控えること。
- ・ **6日目以降、7日目までは、自身の健康状態を確認するとともに、ハイリスク者^{※1}との接触やハイリスク施設^{※2}の不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避け、基本的な感染防止対策を徹底すること。**
- ・ 無症状の場合は、**2日目、3日目**の抗原定性検査キット^{※3}を用いた検査で陰性を確認した場合は、**3日目**から登校可能となること。
- ・ 自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関に相談し、陽性となった場合は発症日0日から10日間療養を行うこと。また、その旨を学校に連絡すること。

※1 [ハイリスク者とは、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方をいいます。](#)

※2 [ハイリスク施設とは、ハイリスク者が多く入所、入院する高齢者・障害児者施設や医療機関をいいます。](#)

※3 抗原定性検査キットは自費検査となるため、保護者や本人が希望した場合に選択できるものであり、学校から検査を促すといったことがないよう留意してください。また、抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いることとされています。適用にあたっては、保護者等に確認するなど丁寧に対応するようお願いいたします。

2 濃厚接触者相当の者の調査・リスト化

- 各学校において、陽性が判明した児童・生徒等及び教職員に聞き取りを行い、次の考え方を参考に、校内での濃厚接触者相当の者を調査し、リスト化します。

【濃厚接触者相当の者の考え方】

感染者の感染可能期間（発症2日前[無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前]から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

<[令和4年8月19日付文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和4年8月改定版）」](#)より>

- これまで、**県立学校**では、陽性者が判明した時点で、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者を追認してもらうこととしていましたが、今後は、学校で調査し作成したリストを保管することとし、保健所の追認は求めません。
- 陽性者の判明から濃厚接触者相当の者の特定の間の臨時休業は行いません*。
※ 陽性者からの聞き取りができない場合など、速やかに濃厚接触者相当の者の確認ができない場合は、必要な範囲について、一旦、教育活動を停止等する場合があります。

3 臨時休業の判断について

- 各学校においては、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合に、学校の一部又は全部の臨時休業を行うことを検討します。
- 学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校全体の臨時休業とするかの検討に当たっては、1学級当たりの児童・生徒等の数や当該学年の学級数、校舎内の教室配置、校内における児童・生徒等の活動範囲などの実情を踏まえ、総合的に判断し、県教育委員会と協議の上、決定します。（【表2】参照）
- また、臨時休業の範囲及び解除の時期については、状況に応じて学校医の助言も踏まえて判断します。

【表2】臨時休業実施の判断基準

	対応	基準等
1	学級閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10~15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学級閉鎖を実施します。 (※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日(無症状なら検体採取日)から2日間遡っても登校等していない者は除く。) ・ 当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 ・ 学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2	学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学年閉鎖を実施します。 ・ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3	学校全体臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学校全体の臨時休業を実施します。 ・ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

4 臨時休業の解除(教育活動の再開)

- 学校は、臨時休業期間中の当該学級等の児童・生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医の学校再開の見解を確認した上で、県教育委員会と協議します。(臨時休業を開始してから3~5日後程度を目安)
- 発熱症状があるなど、出席停止が適当と考えられる児童・生徒等を除き、教育活動を再開します。

5 部活動における対応

- 陽性者が部活動に所属し、かつ、当該陽性者の行動歴から、感染可能期間^{*}中に部活動に参加し、マスクを外して活動している状況があったことが判明した場合には、原則として、当該部活動は3～5日間程度の活動停止とします。
- 学校は、部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者相当の者の有無について確認します。
- 部活動の形態により、チーム等のカテゴリー別に行動しているなど、明らかに陽性者との接触の範囲が限定される場合には、必要な範囲の活動を停止するなど適切に対応してください。
※ 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

6 その他

- 同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の可能性がある等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、感染拡大防止策等について所管の保健所に協力を求めることは可能です。必要に応じて、教育委員会に報告、協議の上、保健所に相談してください。

オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について <県立特別支援学校に係る留意事項>

県立特別支援学校においては、本通知に基づき適切に当面の対応を行いつつ、濃厚接触者相当の者の考え方や、臨時休業の判断等については、各学校の実情に合わせた対応が必要です。

そこで、本通知に基づく特別支援学校における<留意事項>を次のとおり取りまとめましたので、各学校において適切に対応いただくようお願いします。

1 濃厚接触者相当の者の考え方

- 通知の別紙では、「濃厚接触者相当の者の考え方」を示しています。

特別支援学校においては、加えて、適切な感染予防策なしで、以下のいずれかに該当する者についても濃厚接触者相当の者とします。

<活動>

- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者
- ・ 給食（昼食）場面で、児童・生徒等の介助等をした（された）者

<寄宿舍>

- ・ 感染者と同室の者
- ・ 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者

2 臨時休業の判断について

- 通知の別紙では、【表2】「臨時休業の判断基準」において、学級閉鎖や学年閉鎖、学校全体臨時休業の対応が示されています。

特別支援学校においては、学年で一つの教室を使用している場合があるため、学級閉鎖を「学級及び学年閉鎖」と読み替えます。また、各学部や教育部門が同じフロアに配置されている学校が多いため、学年閉鎖を「学部等閉鎖」と読み替えるなどし、対応します。（【表】参照）

3 その他

- その他、各学校において、不明な点などありましたら、適宜、特別支援教育課あてご相談ください。

【表】 臨時休業の判断基準

	対応	基準等
1	学級及び 学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 直近3日間の陽性者が学級において、<u>複数(状況に応じ10~15%以上)確認され、学級及び学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学級及び学年閉鎖を実施</u>します。 (※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日(無症状なら検体採取日)から2日間遡っても登校等していない者は除く。) 当該学級及び学年内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 学級及び学年内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2	学部等閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <u>複数の学級及び学年を閉鎖するなど、学部や教育部門内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学部等閉鎖を実施</u>します。 陽性者の所属学級及び学年や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3	学校全体 臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> <u>複数の学部等を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学校全体の臨時休業を実施</u>します。 陽性者の所属学級及び学年や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限をハイリスク施設に重点化することが可能とされたこと等に伴い、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の改定を行いましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
対応ガイドラインの改定について

過日の事務連絡にてお知らせしたように、保健所等による積極的疫学調査について、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に集中的に実施することとされるなど、新型コロナウイルス感染症対応について、保健所業務の重点化等の観点からの見直しが行われています。

これらを踏まえ、別紙のとおり、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改定を行いましたので、その改定内容及び留意事項等についてお知らせします。

夏季休業期間の終了後、授業等の開始に当たっては、以下の内容も参考とした上で、引き続き、地域の実情に応じて、感染拡大の防止と学びの継続の両立に取り組んでいただくようお願いします。

なお、今般のガイドラインの改定は、令和4年2月2日及び同年3月17日にお知らせした、ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項も踏まえたものであることを念のため申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所

轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 改定内容及びその留意事項について

(1) 保健所等による積極的疫学調査の重点化に伴う整理

保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限について、自治体の判断により高齢者・障害児者施設、医療機関等のハイリスク施設に重点化することが可能とされたこと等に伴い、全体像が把握できるまでの間の初期対応としての臨時休業については原則実施する必要はないなど、学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について改めて整理しています。

このことは、ガイドラインの位置付けを変更するものではなく、これまでに学校の設置者等により同様の基準を作成している地域においては、引き続き、当該基準に基づいて運用することとして差し支えなく、地域の感染状況等に応じて、今般の改定内容も参考とさせていただくようお願いいたします。

(2) 濃厚接触者等の候補の考え方の明確化

感染拡大地域において、学校が濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者の候補者リストの作成に協力する場合の基準については、従前と変更ありません。

一方で、学校が行うことは保健所から求められた場合の濃厚接触者等の候補者リストの作成であり、ガイドラインに示す基準に該当するのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではありませんので、その旨御留意ください。特に濃厚接触者の周辺の検査対象となる者の候補については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要です。

(3) 臨時休業の範囲や条件の例の明確化

ガイドラインにおいては、学校の臨時休業の範囲や条件として、例えば学級閉鎖について、

- ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

等を例として挙げていますが、これらは、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点からの基準となります。このため、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わないことも考えられます。

これらの点については、学年閉鎖や学校全体の臨時休業に当たっても同様であり、今般の改定により、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業の範囲や条件の例として、学年内又は学校内で感染が広がっている可能性が高い場合であることを明確化しています。

これらの条件に当てはまり、臨時休業を行う場合の期間については、従前から変更なく、5日程度（土日祝日を含む。）を目安としています。

また、この場合に、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者について検査により陰性が確認できた場合等には、臨時休業の期間を短縮することが可能であることも、従前どおりとなりますので、感染の把握状況や拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえた上で柔軟な対応をお願いします。

2. その他の留意事項

このほか、ガイドラインの運用に当たっては、以下についても御留意ください。

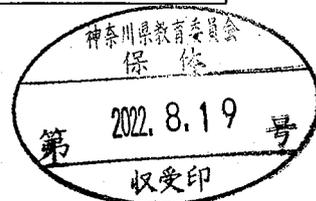
- ガイドラインは、主として通常の授業等を念頭に置いたものとなりますが、学校教育の一環として行われる部活動等についても、活動内容等を踏まえた上で、本ガイドラインを参考にして適切な対応をお願いします。
- 臨時休業等により児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、ICTの活用等により児童生徒等の学習の機会を確保することが重要であり、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」（令和3年2月19日付け文部科学省通知）及び「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」（令和4年1月12日付け文部科学省事務連絡）を踏まえて適切な対応をお願いします。
- 幼稚園の臨時休業を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日）等も踏まえた上で、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討するようお願いします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)



学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン（令和4年8月改定版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、主として感染拡大地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

また、現在、オミクロン株の特性等を踏まえ、学校で感染者が発生した場合であっても、保健所等による濃厚接触者の特定は必ずしも行われなかったこととされていることに御留意ください（詳細は、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年7月30日付け厚生労働省事務連絡）を参照のこと。）。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、当該感染者との関係で児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。ただし、幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、幼児児童等に必要な教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員については、待機期間中においても、一定の条件の下、出勤を可能とする取扱いも認められています（詳細は、「保育所、

幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)を参照のこと。

2. 濃厚接触者等の特定について

現在、濃厚接触者の特定は自治体の判断によりハイリスク施設に重点化することが可能とされていますが、クラスターが確認された場合など、各自治体が感染拡大の防止のために必要と判断する場合や、幼稚園、小学校、義務教育学校又は特別支援学校について濃厚接触者の特定・行動制限に係る方針を各自治体において定めている場合には、学校においても濃厚接触者の特定が実施されることもあります。

その場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、感染拡大地域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者(以下「濃厚接触者等」という。)の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。

※ そのほか、濃厚接触者の特定については、上記の令和4年7月30日付け厚生労働省事務連絡及び「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」(令和4年6月20日付け厚生労働省事務連絡)も参照してください。

※ ただし、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はありません。

このため、学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間(発症2日前(無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間をいう。以下同じ。)のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

なお、学校等が行うのは保健所から求められた場合の濃厚接触者等の候補者リストの作成であり、①又は②のいずれかに該当することのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではありません。特に②については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要です。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
 - ※ なお、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、感染が確認された児童生徒等1名に加えて、複数の濃厚接触者が存在する場合についても、学級閉鎖を実施することも考えられる。

- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。
 - ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う必要はありませんが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校につ

いては、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられます。

また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられます。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

【主な改定事項】

第1版	令和4年8月19日改定版
<p>学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。</p> <p>本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。</p> <p>なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。</p> <p><u>また、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」（令和3年6月17日付け事務連絡）を参照してください。</u></p>	<p>学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。</p> <p>本ガイドラインでは、主として感染拡大地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。</p> <p>なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。</p> <p><u>また、現在、オミクロン株の特性等を踏まえ、学校で感染者が発生した場合であっても、保健所等による濃厚接触者の特定は必ずしも行われなかったとされていることに御留意ください（詳細は、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年7月30日付け厚生労働省事務連絡）を参照のこと。）。</u></p>

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域にお

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、当該感染者との関係で児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。ただし、幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、幼児児童等に必要な教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員については、待機期間中においても、一定の条件の下、出勤を可能とする取扱いも認められています（詳細は、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)を参照のこと。)

2. 濃厚接触者等の特定について

現在、濃厚接触者の特定は自治体の判断によりハイリスク施設に重点化することが可能とされていますが、クラスターが確認された場合など、各自治体が感染拡大の防止のために必要と判断する場合や、幼稚園、小学校、義務教育学校又は特別支援学校について濃厚接触者の特定・行動制限に係る方針を各自治体において定めている場合には、学校においても濃厚接触者の特定が実施されることもあります。

その場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、感染拡大地域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周

ける学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。ただし、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はありません。

学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という。）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。

※ そのほか、濃厚接触者の特定については、上記の令和4年7月30日付け厚生労働省事務連絡及び「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和4年6月20日付け厚生労働省事務連絡）も参照してください。

※ ただし、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はありません。

このため、学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間をいう。以下同じ。）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

なお、学校等が行うのは保健所から求められた場合の濃厚接触者等の候補者リストの作成であり、①又は②のいずれかに該当することのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではありません。特に②については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要です。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※ 学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段初期対応としての臨時休業を行う必要はなく、感染状況等に応じ、直接【学級閉鎖】等に示す基準を参考に、臨時休業の検討をしてください。保健所等による積極的疫学調査等が実施される学校の臨時休業の期間については、全体として概ね数日～5日程度(土日祝日を含む。)、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してください。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策と

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

して学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

○ 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

(※また、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段③を考慮する必要はありません。)

○ 学級閉鎖の期間としては、5日程度(土日祝日、全体像の把握

【学級閉鎖】

○ 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③その他、設置者が必要と判断した場合

※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

※ なお、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、感染が確認された児童生徒等1名に加えて、複数の濃厚接触者が存在する場合についても、学級閉鎖を実施することも考えられる。

○ 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

○ 学級閉鎖の期間としては、5日程度(土日祝日を含む。)を目

等のために行った臨時休業の期間を含む。)を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する(その場合においても、当該学級について、①保健所等による積極的疫学調査等が実施されない場合においては未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、②保健所等による積極的疫学調査等が実施される場合においては未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。)

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

【積極的疫学調査の実施が遅延した場合の学校再開】

- 学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に
行う必要はありませんが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる
学校については、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも
考えられます。

また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、
学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)
を目安として再開することが考えられます。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン（令和4年8月改定版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、主として感染拡大地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

また、現在、オミクロン株の特性等を踏まえ、学校で感染者が発生した場合であっても、保健所等による濃厚接触者の特定は必ずしも行われなかったこととされていることに御留意ください（詳細は、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年7月30日付け厚生労働省事務連絡）を参照のこと。）。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、当該感染者との関係で児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。ただし、幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、幼児児童等に必要な教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員については、待機期間中においても、一定の条件の下、出勤を可能とする取扱いも認められています（詳細は、「保育所、

幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡）を参照のこと。）。

2. 濃厚接触者等の特定について

現在、濃厚接触者の特定は自治体の判断によりハイリスク施設に重点化することが可能とされていますが、クラスターが確認された場合など、各自治体が感染拡大の防止のために必要と判断する場合や、幼稚園、小学校、義務教育学校又は特別支援学校について濃厚接触者の特定・行動制限に係る方針を各自治体において定めている場合には、学校においても濃厚接触者の特定が実施されることもあります。

その場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、感染拡大地域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という。）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。

※ そのほか、濃厚接触者の特定については、上記の令和4年7月30日付け厚生労働省事務連絡及び「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和4年6月20日付け厚生労働省事務連絡）も参照してください。

※ ただし、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はありません。

このため、学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間をいう。以下同じ。）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

なお、学校等が行うのは保健所から求められた場合の濃厚接触者等の候補者リストの作成であり、①又は②のいずれかに該当することのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではありません。特に②については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要です。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
 - ※ なお、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、感染が確認された児童生徒等1名に加えて、複数の濃厚接触者が存在する場合についても、学級閉鎖を実施することも考えられる。

- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。
 - ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う必要はありませんが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校につ

いては、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられます。

また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられます。

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について、御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について

今後、各地域において、夏季休業期間が終了し、授業等が開始されることとなりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、全国では減少に転じたものの、一部地域では増加が続いており、全国的にはこれまでで最も高い感染レベルが継続している状況となっています。

学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するためには、引き続き、基本的な感染対策が重要となることから、各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等も参考としながら、

- ・ 学校の施設・設備や教職員・児童生徒等が使用する器具・用具等の点検
 - ・ 家庭との連携も含めて、児童生徒等の日常的な健康観察や感染が確認された場合の対応等に関するマニュアル等の確認
 - ・ 授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討
- 等を行うなど、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

なお、夏季休業明けには、感染不安や感染によるストレスをはじめ、新型コロナウイルスに関する様々な不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることも考えられますので、管理職のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭等のほか、学校医やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めて、関係教職員が連携し、組

織的に対応するようお願いします。また、新型コロナウイルスに関連したストレス、いじめ、偏見等に関しては、24時間子供SOSダイヤルやSNS相談窓口等の相談窓口を適宜周知いただくようお願いします。

このほか、既にお知らせしているものですが、夏季休業期間中にお送りした新型コロナウイルス感染症対策関係の事務連絡について、改めて以下に列挙しますので、必要に応じて御確認ください。

◇「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について(7月15日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

◇濃厚接触者の待機期間の見直し等について(7月25日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

◇新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)に関する情報提供について(7月26日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf

◇新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について(8月1日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kouhou01-000004520_001.pdf

◇学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について(8月19日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220819-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

